

# 住民票の写し等証明書交付請求における本人確認に関する事務処理要綱

平成19年 3月30日制定

平成20年 5月 1日一部改正

平成24年 7月 9日一部改正

〔市民部市民課〕

## (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票の写し、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍謄抄本その他の市長が交付する証明書の交付請求を行う者（以下「請求者」という。）について、本人であることの確認（以下「本人確認」という。）を行い、第三者からの偽りその他の不正な請求を防止し、併せて市民の個人情報を保護することを目的とする。

### (本人確認を行う証明書)

第2条 本人確認を行う証明書の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民基本台帳法に基づく証明書
- (2) 戸籍法に基づく証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一般行政証明その他の証明書

### (本人確認の方法)

第3条 前条第2号に掲げる証明書の交付請求があった場合（当該請求と同時に同条第1号又は第3号に掲げる証明書の交付請求書があった場合を含む。）は、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第11条の2に規定する方法による本人確認に必要な市長が別に定める書類（以下「本人確認書類」という。）の提示を求め、当該請求者が本人であることを確認する。ただし、本文に規定する交付請求を行おうとする者の代理人又は使者（以下「代理人等」という。）から当該請求があった場合は、当該代理人等について本人確認を行うものとする。

2 前条第1号又は第3号に掲げる証明書の交付請求があった場合（同条第1号又は第3号に掲げる証明書の交付請求と同時に同条第2号に掲げる証明書の交付請求があった場合を除く。）

は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第5条第1号に規定する方法による本人確認書類の提示を求め、当該請求者が本人であることを確認する。ただし、本文に規定する交付請求を行おうとする者の代理人等から当該請求があった場合は、当該代理人等について本人確認を行うものとする。

3 第1項又は前項の本人確認書類をやむを得ない理由により提示できないため本人確認ができないときは、市長が適当と認めて別に定める書類を提示させる方法によるものとする。

4 第1項又は第2項の本人確認書類及び前項の市長が適当と認めて別に定める書類のいずれにおいても本人確認ができないときは、本人に関する質問に回答させる方法等によるものとする。

（平20、5、1・一部改正）

### (郵便請求での本人確認の方法)

第4条 郵便により第2条各号に掲げる証明書の交付請求がなされた場合は、前条第1項に規定する場合にあっては同項の本人確認書類の写し等により、同条第2項に規定する場合にあっては同項の本人確認書類の写し等により本人確認を行う。

（平20、5、1・一部改正）

(請求の拒否)

第5条 市長は、請求者(代理人等を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付請求を拒否することができる。

- (1) 本人でないことが明らかな場合
- (2) 第3条又は前条の規定による本人確認の方法に応じない場合
- (3) 本人であることに著しく疑義のある場合

(請求書への記録)

第6条 本人確認の結果については、交付請求書に記録するものとする。この場合において、確認した内容は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記入する。

- (1) 住民票関係請求書、印鑑登録証明書交付申請書及び戸籍に関する証明書請求書の様式を定める要領(平成17年10月26日制定)に規定する第1号様式又は第2号様式 当該様式の所定の欄
- (2) 前号の様式に代わる書面 当該書面の適宜な箇所  
(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本人確認に関する事務処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年5月1日)

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。